

源泉ポンプ落下事故の紛争審査会における和解をすることについて

1 和解の相手方（被申請人）

静岡県富士市厚原 2202 番地

小櫛探鉦鑿泉（おぐしたんこうさくせん）株式会社（代表取締役 小櫛 邦敬）

2 仲裁申請の要旨

令和2年1月27日付けで飯田市及び相手方が締結した令和元年度黄金の湯源泉井戸揚湯ポンプ交換工事の請負契約に基づく工事の施工中に、当該ポンプに接続する揚湯管の一部の破損により当該ポンプ及び当該揚湯管の一部が井戸に落下する事故が発生し、相手方から飯田市へ当該契約の工期において当該契約を履行することができない旨の報告があった。この報告を受け飯田市は、当該契約の工期を延長することを認め、当該契約を履行することを求めた。しかし、相手方が当該契約の履行をすることができなかつたため、飯田市は、相手方に対して更に工期を延長して当該契約を履行すること及び当該契約が当初の工期に履行されなかつたことにより、当該源泉から揚湯した湯を使用して事業を営む者が受けた損失を補償するために要する費用その他当該契約が履行されないため要することとなる費用の支払をすることを求めた。

これに対し、相手方から飯田市にこれらの求めに応じることができない旨の申出があったため、飯田市は、当該契約に関する紛争について仲裁の判断に服することを合意している長野県建設工事紛争審査会の仲裁に付することを相手方に提案し、同意を得た。

このため、上記紛争の速やかな解決を目指して、当該紛争を長野県建設工事紛争審査会の仲裁に付すため令和2年8月28日付け仲裁申請書を提出した。

3 紛争審査会の経過（飯田市：申請人、相手方：被申請人）

(1) 第1回審理 令和2年12月11日（金） 長野県保健事務所（長野市）

- ・飯田市から本件工事請負契約（3,080,000円）の履行遅滞に基づく損害賠償金として93,194,674円の支払いを求める。内訳は次のとおり
 - 落下ポンプの回収及び復旧工事費用 85,580,000円
 - 指定管理者に対する営業補償 6,116,474円
 - 沸かし湯によるつなぎ営業のための設備投資 1,498,200円
- ・ 今回の工事の内容及び飯田市の対応について事実確認を行う。

(2) 第2回審理 令和3年2月26日（火） 諏訪市公民館（諏訪市）

- ・ ポンプ落下事故の予見可能性と工事内容の事実確認を行う。
- ・ 予見可能であったどうか損害論の部分について主張する。

(3) 第3回審理 令和3年4月27日（火） 松本市勤労者福祉センター（松本市）

- ・ 飯田市からは本件請負工事は、源泉井戸内に揚湯ポンプと揚湯管を吊り下げながら作業が進められるものであるから、現場作業に過失又は何らかの不具合があれば、揚湯ポンプないし揚湯管が源泉井戸に落下することは容易に予見できることであることを主張。

(4) 第4回審理 令和3年7月13日（火） 松本市勤労者福祉センター（松本市）

- ・ 相手方は本件ポンプが引き揚げられないのは、井戸の奥が曲がっているため、そこに引っかかり引き揚げられないのであり、こうした構造上の問題は予見できるわけがない旨主張。
- ・ 飯田市からは、落下したポンプの復旧作業を試みたが履行不能となり、その時点で落下物の回収及び復旧には莫大な費用がかかることは予見可能であると考えた。また、相手方は鑿泉を生業として

いるものであり、専門的知識を有する相手方がこうした事故を予見できなかったなどということ
は考えにくい旨主張。

(5) 第5回審理 令和3年9月28日(火) 松本市勤労者福祉センター(松本市)

- ・ 審査会委員の心証と和解案が示される。
- ・ 今回の事故責任は、被申請人(相手方)にあると考える。
- ・ しかしながら、事故後の被申請人(相手方)が行った復旧工事の内容等を確認する中で、落下して
しまった揚湯管を引き揚げられないということは、特別の事情でありこのことに対する予見可能
性がないと考える。
- ・ したがって仲裁を求める事項のうち、落下ポンプの回収及び復旧工事費用85,580,000円は認めな
い方向。
- ・ 指定管理者に対する営業補償6,116,474円は認める方向。
- ・ 沸かし湯によるつなぎ営業のための設備投資1,498,200円も認める方向。

【示された和解案について】

- ・ 相手方は、本工事に対し加入していた損害賠償保険で支払われる賠償金1千万円に別途数百万円
を上乗せし、合計金額1千数百万円を飯田市に賠償金として支払うということで、和解に応じるこ
とが可能かどうか和解案が示された。

(6) 第6回審理 令和3年12月1日(水) 松本市勤労者福祉センター(松本市)

- ・ 飯田市からは損害賠償の範囲に関する考え方はいままでどおり変わらない旨主張。
- ・ 一方で仲裁委員の見解を否定するものではなく、和解に向けた解決もやぶさかではない旨書面に
て提出。合わせて本件落下事故による通常損害として少なくとも2,100万円の金額が認められる
ことを主張。相手方へも精一杯の対応をしていただきたい旨伝える。

(7) 第7回審理 令和4年3月29日 松本市

- ・ 和解案の内容について審理。
- ・ 責任は被申請人にある。
- ・ 被申請人は損害賠償金として1,300万円を令和4年度中に申請人に対して支払うという内容で双
方が確認し、和解内容を仲裁判断とすることを確認した。

4 審査会が提示した和解案の主旨

飯田市は、損害賠償金として93,194,674円の支払いを求めてきたが、事故後の被申請人(相手方)が行った復旧工事の内容等を確認する中で、落下してしまった揚湯管を引き揚げられないということは、特別の事情でありこのことに対する予見可能性がないとの判断が示された。

損害賠償の内訳	請求金額	損害区別	予見可能性	損害賠償
落下ポンプの回収、復旧工事に要する費用	85,580,000円	特別損害	なし	認めない
休業期間の営業補償	6,116,474円	通常損害	—	認める
沸かし湯対応のための設備投資	1,498,200円	通常損害	—	認める

被申請人(相手方)は、本工事に対し加入していた損害賠償保険で支払われる賠償金1千万円に別途数百万円を上乗せし、合計金額1,300万円を令和4年度中に飯田市に対して支払うことが提示された。

和解金	13,000,000円
-----	-------------

長野県建設工事紛争審査会における判断のポイント

○民法第416条の規定による損害賠償の範囲

- 1 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。⇒通常損害については賠償をさせることができる。
- 2 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見し、又は予見することができたときは、債権者は、その賠償を請求することができる。
⇒特別損害であっても、その損害の発生の可能性を予想した、又は予想できたとき（予見可能性があったとき）については賠償をさせることができる。

5 和解事項の概要

- (1) 被申請人は、飯田市に対し、和解金として金1,300万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被申請人は、前(1)の和解金を次のとおり分割して、飯田市の口座に振り込む方法により支払う。
振込手数料は被申請人の負担とする。
 - ア 令和4年9月末日まで 金1,150万円
 - イ 令和4年10月から令和5年3月まで各月の末日までに一月につき金25万円、合計150万円
- (3) 被申請人が前(2)の和解金の分割金の支払いを怠り、その額が25万円に達したときにおいては、分割での支払は認められないものとなり、被申請人は飯田市に対して、和解金の総額から既に支払いがなされた額を差し引いた残金と当該残金の支払がなされるまでの期間において年3分で算出する遅延損害金を直ちに支払う。
- (4) 飯田市と被申請人は、本和解条項に定めるほか、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 本仲裁に関する費用は、各自の負担とする。